

岩手県告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古市鍬ヶ崎第6地割83の3、83の5、崎鍬ヶ崎第12地割1の12、1の16
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため